

9 被疑事実の要旨

被疑者は、 17歳 (
) が18歳に満たない青少年と知りながら、
平成18年7月24日午後8時30分頃、名古屋市
A1区 A2町×××番地 A3 210
号室において、自己の性欲を満足させるだけの目的
で同女を相手に性交し、もって青少年に対していん
行したものである。

別紙 7

被疑事実の要旨

被疑者は、**17歳** () が1.8歳に満たない青少年と知りながら、平成18年7月24日午後8時30分ころ、名古屋市 **A1** 区 **A2** 町×××番地 **A3** 210号室において、自己の性欲を満足させるだけの目的で同女を相手に性交し、もって青少年に対していん行をしたものである。

起 訴 状

平成 18 年 10 月 5 日

名古屋簡易裁判所 殿

名古屋区検察庁

検察官 副検事

Y

下記被告事件につき公訴を提起し、略式命令を請求する。

記

本 籍

住 居

職 業



会社員

勾留中在庁

A4

昭和 49 年 A5 月 A6 日生

公 訴 事 実

被告人は、 ( 当時 17 年) が 18 歳に満
たない青少年であることを知りながら、平成 18 年 7 月 24 日ごろ、名古屋市
A1 区 A2 町 xxx 番地 A3 210 号室において、単に自己の
性的欲望を満たすだけの目的で同女と性交し、もって青少年に対して、いん行
をしたものである。

罪 名 及 び 罰 条

愛知県青少年保護育成条例違反 同条例第 29 条第 1 項、第 14 条第 1 項